

山梨県公報

第二千五百四十一号

平成二十七年

九月七日

月 曜 日

目 次

- 随意契約の相手方の決定について……………六〇五
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………六〇五

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 富士の国やまなし誘客促進事業(ふるさと旅行券) 業務数量 一式
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県観光部観光企画・ブランド推進課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年六月十日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社JTB関東
 - (二) 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心十一番地二L Aタワー十六階
- 五 契約金額 五億六千四百九十九万九千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三

百七十二号) 第十条第一項第一号該当)

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積(平方メートル)
粕谷 一行	南アルプス市	南アルプス市在家塚字北河原千九百七十一番外二筆	二、七六二
遠藤 拓海	北杜市	北杜市高根町村山北割字青木九百十二番	一、一六二
小栗 優玄	北杜市	北杜市小淵沢町字下井出沢三千三百四番外四筆	六、四八二
佐藤 正則	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字石原田百五十六番一外二筆	一、四六四
農事組合法人 手打沢組合	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町手打沢字下町屋九百八十八番一外六筆	三、二七七

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年九月二十一日までの山梨県の休日を定める条例
(平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限

平成二十七年九月二十一日